

中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例（仮称）について

条例制定の趣旨

これまで区では、「男女共同参画行動計画」を区の実施を示す総合的指針と位置付け、男女平等を目的とする拠点施設「中央区立女性センターブーケ21」を中心として、幅広く男女共同参画社会実現に向けた各種事業を展開し、普及啓発を進めてきました。

しかし、家庭や職場、地域等においては、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込みなど未だに多くの課題が存在しています。

こうした中、近年、社会のあらゆる分野において男女共同参画・ジェンダー平等の観点からの問題提起や提案、意見などが活発に行われており、国の第五次基本計画においても改めて最重要課題として示されるなど、区としても更なる取組が求められており、その対応には、区、区民及び事業者が協働していくことが必要です。

こうした状況を受け、区としての意思と姿勢を示し、各施策や取組の土台、基本指針となるべき条例を制定することは、区、区民及び事業者の責務や行動計画、男女共同参画推進委員会の位置付けを確かなものとする重要な意義を有すると同時に、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進める上で次の一歩となるものです。

題名

中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例

国においては、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の制定に向けた答申において、「男女共同参画社会は、男女平等を当然の前提とした上で、さらに、男女が各人の個性に基づいて能力を十分に発揮できる機会を保障することをも重要な基本理念としていること、男女平等を実質的に実現するためには、公的分野、私的分野を問わず、あらゆる分野における女性の意思決定への参加、すなわち参画が極めて重要であり、この点を強調する必要があること等」を考慮して法律名としています。

本区の条例名においては、男女平等は当然の前提ではあるものの、未だ課題は多いことから、名称においても男女の平等を掲げ、国の示す男女共同参画と併せて、真の男女の平等及び共同参画による社会を目指していくことを明確にするものです。

本条例は、基本条例としての性格を持つものであり、男女の平等及び共同参画による社会づくりのための区の方針や計画、事業等の指針及び根拠となるべきものです。本区においては、他に中央区中小企業の振興に関する基本条例（平成7年6月中央区条例第20号）、中央区の住宅及び住環境に関する基本条例（平成2年4月中央区条例第9号）、中央区まちづくり基本条例（平成22年3月中央区条例第16号）、中央区の教育環境に関する基本条例（平成11年4月中央区条例第15号）があります。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策等（第8条—第14条）

第3章 中央区男女平等共同参画推進会議（第15条—第27条）

第4章 苦情の申出等（第28条—第31条）

第5章 雑則（第32条）

附則

目次

本条例は、前文及び5章から構成される条例となるため、目次を付します。

前文

日本国憲法は、個人の尊厳を尊重し、全ての人々が法の下において平等であることを謳い、性別による差別を否定し、自由と平等の下に人間らしい生活を営む基本的人権を保障している。これらの権利は、全ての人々が享受すべきものであり、その権利の実現は、私たち中央区民の共通の願いである。

中央区では、昭和62年に婦人問題解決のための中央区行動計画を策定し、以来男女平等を目的とする拠点施設の整備や男女の平等及び共同参画による社会の実現に向けた各種施策に取り組み、性別や社会的文化的性差による差別の解消を目指してきた。

しかし、今なお、性別による固定的役割分担意識や社会的な慣行に加え、性的指向及び性自認に対する理解が足りないことなどによる差別的な取扱いは解消されておらず、特に無意識の思い込みや偏見による影響は様々な分野に及んでおり、これらの課題に対するなお一層の取組が求められている。

中央区、区民及び事業者は、男女の平等及び共同参画による社会への理解と認識を深め、課題と向き合い、協働して取り組んでいかなければならない。

男性、女性そして全ての人々の人権と個性が尊重され、性別等にかかわらず、誰もが能力を発揮し、自分らしく活躍できる男女の平等及び共同参画による社会の実現を目指し、この条例を制定する。

前文は、一般的に条例の制定の趣旨、目的、基本原則などを述べるものであり、制定の理念を強調する場合に置かれます。

本条例は、社会的にも重要課題と位置付けられている男女の平等及び共同参画による社会づくりに対する区の基本方針を定めるものであることから、条例を制定するに至った経緯や目指す方向を示し、男女の平等及び共同参画の推進に向けた決意を表明するため、前文を置くものです。

第一段落では、男女の平等及び共同参画による社会づくりの基盤となる理念として、憲法第13条の個人の尊厳の尊重、第14条第1項の法の下での平等を掲げ、全ての人々が自分らしく生き生きと生活できる社会の実現への願いを述べています。

第二段落では、中央区のこれまでの取組の歩みを述べています。区では、昭和58年に婦人問題を担当する係長級の組織を設置後、昭和62年10月に女性関係施策の総合的、体系的な計画として初となる「婦人問題解決のための中央区行動計画」を策定し、男女平等や女性の社会参加の促進への取組を始めましたが、この計画は、その後の男女の平等及び共同参画における施策の出発点となったものです。

第三段落では、中央区男女共同参画に関するアンケート調査（令和3年度実施）の結果において男女の地位の平等感が5年前より後退するなど、依然として男女平等に対しては課題が存在していることを示すとともに、近年では性的少数者など多様な性に対する課題への対応も求められていることを示しています。

第四段落では、様々な課題に対する取組には、区だけではなく、区民及び事業者が協働し、一丸となって取り組む必要性について述べています。

第五段落では、本区が目指す男女の平等及び共同参画による社会の姿を示し、条例制定の決意を表明しています。

※日本国憲法

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条第1項 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的経済的又は社会的関係において、差別されない。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女の平等及び共同参画による社会づくりに関し、基本理念を定め、中央区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本となる事項を定め、男女の平等及び共同参画による社会づくりの促進に関する施策（以下「男女平等共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進し、区民一人一人が尊重され、誰もが活躍できる男女の平等及び共同参画による社会を実現することを目的とする。

この条例に規定する事項をまとめて示した上で、条例の目的として「男女の平等及び共同参画による社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、区民一人一人が尊重され、誰もが活躍できる男女の平等及び共同参画による社会」の実現を規定したものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女の平等及び共同参画による社会 女性、男性、全ての人々が性別、性的指向及び性自認にかかわらず個人として尊重され、社会のあらゆる分野においてその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で家庭、学校、職場、地域等の活動に共に参画し、責任を分かち合う社会をいう。
- 二 性別等 性別、性的指向及び性自認をいう。
- 三 性的指向 恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- 四 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- 五 ハラスメント 他者に対する発言、行動等が、本人の意図に関係なく、相手若しくは周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。
- 六 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者、区内の事務所又は事業所に勤務する者及び区内の学校に在学する者をいう。
- 七 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

本条例の目的は、男女の平等及び共同参画による社会づくりですが、本条はその目的を定義づける重要な規定です。なお、定義規定ですので、本条以前に用いられている各用語についても本条の定義と同義となります。

(1) 第1号

本条例は、「男女の平等及び共同参画による社会づくり」についての基本条例であることから、その鍵となる概念である「男女の平等及び共同参画による社会」を定義してま

す。
「女性、男性、全ての人々が性別、性的指向及び性自認にかかわらず個人として尊重され」とは、性的少数者を含めた全ての人々が身体的、精神的な性差による区別をすることなく、またされることなく、その人個人をありのままの個人として尊重されるということです。

「社会のあらゆる分野」とは、家庭、学校、職場、地域など社会との関わりを持つあらゆる分野のことです。

「その個性と能力を発揮する機会が確保され」とは、あらゆる活動を行う際に、正当な理由なく性別等で制限されることがないことをいいます。

「対等な立場で」とは、全ての人々が本質的に社会の責任ある構成員であり、権利、義務において対等な関係をもっているということを示しています。

「参画し」とは、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程へ加わるという意味です。

「責任を分かち合う」とは、性別等によって責任の担い方に違いがあるのではなく、全ての人が社会の対等な構成員として共に責任を持つということです。

(2) 第5号

「本人の意図に関係なく」とは、本人の行動が故意か無意識の行為かを問わないということです。

「周囲の者を不快にさせ」とは、相手に対する直接的な行為を必要とせず、間接的であってもその行為によって相手に被害を与えることをいいます。

「尊厳を傷つけ」とは、被害を受けた者に対する直接的な行為や発言だけでなく、間接的なものも含まれます。

(基本理念)

第3条 区は、次に掲げる事項を基本理念として、男女の平等及び共同参画による社会づくりを推進する。

- 一 全ての人々が、性別等による差別、配偶者等への暴力その他あらゆるハラスメントを受けることなく、一人一人の人権が尊重されること。
- 二 全ての人々が、性別による固定的な役割分担意識に捉われることなく、多様な生き方を認め合い、能力を十分に発揮し活躍できること。
- 三 性的指向や性自認など多様な性のあり方が尊重され、自己の意思と責任の下で、全ての人々が、自分らしい生き方を選択することができること。
- 四 全ての人々が、相互の協力及び社会の支援の下に、家庭生活と職場、地域等における社会生活との調和がとれること。

第1条(目的)において、「男女の平等及び共同参画による社会づくりに関し、基本理念を定め」と規定されているのを受けて、第3条において、男女の平等及び共同参画による社会づくりを推進するための4つの基本理念が規定されてます。これらの基本理念は、区、区民及び事業者が第4条から第6条までに定められている責務を果たす上で、基本となる考えです。

また、これらの基本理念は、中央区男女共同参画行動計画2023(以下「行動計画2023」という。)に掲げる基本目標とも連動するものです。

第1号は、行動計画2023の基本目標1「人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成」、基本目標3「あらゆる暴力の根絶」に当たるものです。

第2号は、行動計画2023の基本目標2「女性の活躍の推進」、基本目標4「様々な場への男女共同参画の促進」に当たるものです。

第3号は、行動計画2023の基本目標1に当たるものです。近年の多様な性のあり方に対する理解促進に向けた社会的機運の高まりを捉え、多様な性が尊重される社会の実現に向けた取組を推進するため、基本理念として置いたものです。

第4号は、行動計画2023の基本目標2，基本目標4，基本目標5「男女共同参画社会の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用」に当たるものです。

(区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念にのっとり、男女平等共同参画施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 区は、男女平等共同参画施策を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。

本条は、男女平等共同参画施策（男女の平等及び共同参画による社会づくりの促進に関する施策）について、区の果たすべき役割の重要性に鑑み、区の責務を明らかにしたもので、第1条「中央区、区民及び事業者の責務を明らかにする」を受けた条文です。

区は、第3条に掲げる四つの基本理念に基づき、男女平等共同参画施策を区民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら総合的に策定し、計画的に実施する責務を課されています。

「基本理念にのっとり」とは、区が男女平等共同参画施策を策定し、実施する際には、第3条規定されている基本理念を基準、手本とするということであり、これらの基本理念を常に念頭に置き、基本理念の趣旨に従うということを意味します。

「責務」の責務の具体的内容は、第8条（行動計画）、第9条（年次報告）、第10条（情報の収集及び分析）、第11条（普及広報）、第12条（拠点施設）、第13条（附属機関等委員）、第14条（雇用の分野における男女平等の推進）、第29条（苦情処理）、第31条（相談への対応）等です。

(区民の責務)

第5条 区民は、男女の平等及び共同参画による社会への理解と認識を深め、社会のあらゆる分野の活動において、男女の平等及び共同参画による社会づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 区民は、区が実施する男女平等共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

本条は、男女の平等及び共同参画による社会づくりを推進する上で、区民が行う取組の果たす役割が大きいことから、区民の責務を努力義務として定めたものです。

区民が、社会のあらゆる分野で、いろいろな立場から、互いに責任を担い、協力することにより、男女の平等及び共同参画による社会づくりに努めることが本条における責務の内容です。

本区では、区民からなる女性団体等と連携した事業の展開、区民による事業への企画参加など主体的な活動がなされています。また、区が実施するセミナーや講演会などの普及啓発事業にも多数の区民が参加しています。このように、区民と連携した取組は、

男女の平等及び共同参画による社会づくりには不可欠なものであります。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女の平等及び共同参画による社会への理解と認識を深め、その事業活動及び事業所の運営において、男女の平等及び共同参画による社会づくりへの取組を積極的に推進し、全ての人々が家庭生活と職場、地域等における社会生活との調和のとれた生活を営むことができるように努めるものとする。

2 事業者は、区が実施する男女平等共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

本条は、事業活動が社会の営みの基本であり、全ての人々の生活の土台となるものであって、男女の平等及び共同参画による社会づくりへの影響も大きいことから、事業者の責務を努力義務として定めたものです。

事業者がその事業活動において、性別等に基づく差別の禁止や誰もが機会の保障を得られるよう積極的に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスに向けた取組を推進するよう求めています。

区では、事業者のワーク・ライフ・バランスの推進を支援するため、認定事業制度や社会保険労務士によるアドバイザー派遣事業などを行っています。

(差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、配偶者等への暴力(精神的及び経済的なものを含む。)、あらゆるハラスメント、性別等に起因する差別的な取扱いその他性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、情報の流通に当たっては、前項に規定する性別等に起因する人権侵害若しくは固定的な役割分担の意識を助長し、又は是認させる表現を用いないよう配慮しなければならない。

本条は、男女の平等及び共同参画による社会づくりを推進する上で、阻害要因となる性別等に起因するあらゆる差別的取扱いについて禁止することを定めています。

(1) 第1項

「配偶者等への暴力」については、重大な人権侵害であり、被害者の心身への影響は甚大なものがあることから、経済的な困難に陥りやすく、その後の人生にも大きな支障を来すことが少なくありません。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)がありますが、家庭内の出来事として対応される場合も多いことから、人権侵害であることの認識を高めるため本条例においても規定しています。また、特に近年は、モラハラと呼ばれる精神的な暴力や生活費を渡さないなど経済的暴力も増加していることから、「精神的及び経済的なものを含む。」と明確に規定しています。

「あらゆるハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠出産育児等に起因するハラスメント、性自認や性的指向に起因するハラスメントなどあらゆるハラスメント禁止するものです。

(2) 第2項

出版物やチラシ、広告などの配布物、またSNSやホームページなどネットワーク上の情報など情報流通の手段や種別を問わず、男女の平等や共同参画に関する表現について配慮を求めるものです。

第2章 基本的施策等

(行動計画)

第8条 区長は、男女平等共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定する。

2 区長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ第15条に規定する中央区男女平等共同参画推進会議の意見を聴かなければならない。

3 区長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村計画は努力義務とされているところ、本条の規定により、男女の平等及び共同参画による社会づくりの促進に関する基本的な計画として、区が行動計画を策定することを根拠付けるものです。

条例第1条では、「男女の平等及び共同参画による社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進」すべきことが規定されており、第4条では「区は、前条に規定する基本理念にのっとり、男女平等共同参画施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。」と規定されています。本条はこれらを受けた規定であり、区は行動計画を定め、行動計画に沿って、男女の平等及び共同参画による社会づくりの促進を図ることとなります。

「男女平等共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」とは、本区における具体的な取組の方向性の指針となる「中央区男女共同参画行動計画」をいい、原則として5年ごとに策定します。本区の特性を踏まえた男女共同参画施策の基本方針と事業を示し、区だけでなく、区民や事業者との協働のもとに進めていく計画としています。また、行動計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づくものであり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第6条第2項に基づく区市町村推進計画を包含するとともに、DV防止法第2条の3第3項に基づく計画を包含します。

行動計画は、男女の平等及び共同参画による社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、学識経験者や区民、区内団体等の意見を求め、基本目標や各施策を検討し、様々な観点からの協議が必要です。計画の策定に当たって

は、第16条の規定に基づき、区長の諮問により、男女平等共同参画推進会議の意見を聴くこととしています。

行動計画の円滑な実施の推進を図るとともに、男女の平等及び共同参画による社会づくりの促進に関する行動がすべての区民、事業者の理解と協力の下に積極的に行われるよう、行動計画を公表することとしています。

(年次報告)

第9条 区長は、行動計画に基づく施策の実施状況について、年一回報告書を作成し、公表する。

本条は、行動計画を着実に推進し、各施策の進捗状況の把握と適切な進行管理を行うため、実績や成果などを取りまとめた報告書を作成し、公表することとするものです。

(情報の収集及び分析)

第10条 区は、男女平等共同参画施策の推進に関し、必要な調査及び研究並びに情報の収集及び分析を行うものとする。

本条は、男女の平等及び共同参画による社会に関する書籍等の収集、国や東京都との様々な課題に向けた研修や研究会など、常に情報収集に努め、分析し、新たな課題への対応や新規の施策及び事業に向けた検討など、取組の更新を図っていくこととするものです。

(普及広報)

第11条 区は、区民及び事業者の男女の平等及び共同参画による社会についての理解を促進するために必要な普及啓発及び広報活動に努めるものとする。

本条は、中央区男女共同参画ニュース「Bouquet」の発行や区ホームページを活用した情報発信を始め、男女共同参画講座・講演会、講演と映画の集いなどの各種事業を通して、広く区民及び事業者への情報の周知を図り、普及啓発を行っていくこととするものです。

(拠点施設)

第12条 区は、中央区立男女平等センター条例(平成5年3月条例第3号)第2条に規定する中央区立男女平等センターブーケ21を拠点施設として、区民及び団体による男女の平等及び共同参画による社会づくりの促進に関する活動への支援その他の施策の推進に関する事業を実施するものとする。

令和5年4月1日に名称変更予定の「男女平等センターブーケ21」は、平成5年4月に「女性センターブーケ21」として開設され、女性の地位向上と社会参加の促進に

より男女平等社会の実現を図ることを目的として、女性団体の活動支援や女性相談、女性の就労支援などに加え、男性の家事・育児・介護への参画に向けた普及啓発事業など、女性施策や男女平等に向けた普及啓発はもとより、幅広く男女共同参画社会実現の推進に向けた事業を展開してきた施設です。本施設を中心として、主に下記の事業を行っています。

- ① 男女平等に係る情報の収集、発信及び提供に関すること。
- ② 男女平等意識の普及及び啓発並びに男女の相互理解の促進に関すること。
- ③ 男女平等に係る相談に関すること。
- ④ 女性の社会参画の支援に関すること。
- ⑤ 多様な性を尊重する社会の推進に関すること。
- ⑥ 団体及び個人の交流並びに諸活動の促進及び支援に関すること。

(附属機関等の委員)

第13条 区長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女が共に区の施策の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されるよう努めなければならない。

本条は、男女の平等及び共同参画による社会づくりを促進するためには、固定的な役割分担意識や無意識の思い込み、役割の偏重を解消し、意思決定の場に女性、男性双方の意見を反映していくことが重要であることから、附属機関等の委員については、男女のいずれにも偏らないよう努めなければならないことを規定したものです。

実際には、職務による充て職も多く、当該職務の女性比率が低い場合には、女性委員の参画が難しい場合も少なくありません。行動計画2023では、審議会等における女性委員の割合を30%とする指標を設けています。

「区長その他の執行機関」とは、区長部局のほか、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員をいいます。

「附属機関として設置する審議会等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する執行機関の附属機関のほか、区長の私的諮問機関のように要綱で設置する機関も含まれます。

「男女が共に」とは、審議会等には男女の委員が参画できるように、委員選定において配慮することを述べたものです。

(雇用の分野における男女平等の推進)

第14条 区は、雇用の分野における男女平等を推進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

本条における「雇用の分野における男女平等を推進」とは、多様で柔軟な働き方等を

通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性に対する賃金格差の是正など、女性が働きやすく、また男性が家事育児などに参画しやすい環境の整備に向けた取組に資する情報提供や支援策を行うことをいいます。

本区の具体的な取組として、ワーク・ライフ・バランスセミナーなどの開催による普及啓発、情報発信やワーク・ライフ・バランス推進企業の認定、事業者に対するアドバイザー派遣を行っています。

第3章 中央区男女平等共同参画推進会議

（設置）

第15条 男女の平等及び共同参画による社会づくりを推進するため、区長の附属機関として、中央区男女平等共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

第1条の目的を達成するための体制として「男女平等共同参画推進会議」を設置するものです。これまで中央区男女共同参画推進委員会設置要綱（平成15年10月31日15中総総第676号）に基づき中央区男女共同参画推進委員会を設置していましたが、本条の規定により、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき条例で設置する区の附属機関である審議会と位置付けられることとなります。

名称については、本条例の趣旨を踏まえ「男女平等」を加えるとともに、区の他の審議会の例に倣い「委員会」を「会議」とし、「男女平等共同参画推進会議」としました。

（所掌事項）

第16条 推進会議は、行動計画その他男女の平等及び共同参画による社会の推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じ、調査審議し、答申するものとする。

2 推進会議は、行動計画に基づく施策の実施状況について調査審議するものとする。

3 推進会議は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第27条第1項に規定する区の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に係る取組について、協議を行うものとする。

本条例は、男女の平等及び共同参画による社会づくりの促進に資する調査審議機能を推進会議に持たせており、本条で推進会議の所掌事務を定めるものです。

（1）第1項

区長が行動計画の策定及び改定を行うに当たって、事前に区長が、推進会議の意見を聴くことを義務付けています。条例第8条第2項に規定する「区長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ第15条に規定する中央区男女平等共同参画推進会議の意見を聴かなければならない」の事務を規定したものです。

（2）第2項

区長が第9条に基づき行動計画における実施状況の公表を行う際には、推進会議にお

いて調査審議を経なければならないことについて規定したものです。

(3) 第3項

推進会議は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第27条第1項に規定する協議会を兼ねるものとし、同項に定める協議事項を所掌事務として規定するものです。

(組織)

第17条 推進会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員20人以内をもって組織する。

- 一 男女の平等及び共同参画に関し学識経験を有する者
- 二 中央区立男女平等センター条例第6条第1項第1号に規定する団体の構成員
- 三 地域団体等の構成員
- 四 男女の平等及び共同参画に関心を有する区民
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

2 区長は、前項の委嘱又は任命に当たっては、委員の男女構成比が均衡するよう努めなければならない。

本条は、推進会議の委員の構成について規定するものです。

第1号は大学教授等の学識経験者、第2号は利用団体として登録した女性団体等から推薦等をされた者、第3号は青少年委員会、民生・児童委員協議会、社会福祉協議会、商工会議所等の区内団体から推薦等をされた者、第4号は公募により選任された区民、第5号は東京都や区の行政職員としています。

また、構成員の男女比については、本条例が男女の平等及び共同参画による社会の実現を目的とすること及び第13条の趣旨を踏まえ、均衡するよう努めることを規定しています。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

推進会議は、行動計画策定に際して、調査審議し、区長への答申を行うことから、行動計画策定期間には委員の変更があることは望ましくありません。任期を3年以内としているのは、5年間の行動計画において調査等を含め策定までの期間が概ね2年から3年かかることから、任期を2年間と3年間の期間に分けることとし、行動計画策定期間中は継続して調査審議ができるようにするものです。

(会長及びその職務)

第19条 推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第20条 推進会議は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第21条 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者等の出席等)

第22条 推進会議は、必要があると認めるときは、専門的事項について学識経験を有する者その他関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に資料の提出を求めることができる。

(委員の報酬)

第23条 委員には、別表に定める額の報酬を支給する。

2 報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を、翌月10日までに支給する。

(委員の費用弁償)

第24条 委員が職務のため旅行したときは、順路により、その費用を弁償する。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は、別表に定めるところによる。

3 前二項の規定にかかわらず、委員が職務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、費用弁償として一日につき2,500円を支給する。

第25条 委員が招集に応じて会議に出席したときは、費用弁償として一日につき2,500円を支給する。ただし、当該日について前条の規定による費用弁償を受けるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の5種とし、その額は、別表に定めるところによる。

(関係者等の費用弁償)

第26条 第22条の規定により推進会議に出席した者に対しては、その費用を弁償する。ただし、区の常勤の職員である者がその職務に関連して推進会議に出席したときは、この限りでない。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和27年2月中央区条例第3号）

に規定する額とする。

(支給方法)

第27条 費用弁償の支給方法は、区職員の例による。

第19条から第27条までは、推進会議の運営、委員の報酬等を定めるものです。

第4章 苦情の申出等

(苦情の申出)

第28条 区民は、区が実施する男女平等共同参画施策について、区長に対し苦情の申出をすることができる。

本条は、区が行う事業等に対して、区民から性別等を起因とする差別的取扱い等があった場合に苦情の申出ができることを定めています。「男女平等共同参画施策」は、第1条(目的)に規定する「男女の平等及び共同参画による社会づくりの促進に関する施策」のことで、行動計画に盛り込まれた施策が中心となりますが、男女の平等及び共同参画はあらゆる分野に及ぶものであり、苦情の内容が男女の平等及び共同参画の社会づくりの目的に反することに対するものである限り、区が策定・実施する施策を広く包含します。

(苦情処理)

第29条 区長は、前条の苦情の申出に対し、男女の平等及び共同参画による社会づくりに資するように適切に対応し、処理するものとする。

2 区長は、前条の苦情の申出についての意見を聞くため、中央区男女平等共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置くことができる。

3 苦情処理委員は、前条の申出に対する意見を区長に述べるため、必要に応じて関係機関等に説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

本条は、苦情の申出に対して、区が行う対応について定めています。

(1) 第1項

苦情の申出を受けた場合は、区は必ず対応することを規定しています。

(2) 第2項

対応に当たっては、専門的見地から意見を聴く必要がある場合も想定されるため、苦情処理委員を置くことができることを規定しています。苦情処理委員は、あらかじめ選任されるものではなく、苦情の内容に応じて、学識経験者や弁護士などを選任します。

(3) 第3項

苦情処理委員が、当該苦情事案に対して、対象となった施策等の所管部署などに自ら聴き取りなどの調査、確認ができるようにするものです。

(相談の申出)

第30条 区民は、男女の平等及び共同参画による社会の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合、区長に対して相談の申出をすることができる。

本条は、区民から性別等を起因とする差別的取扱い等があった場合に相談ができることを定めています。

「男女の平等及び共同参画による社会の推進を阻害する要因」とは、第7条第1項に規定する事項をいいます。

(相談への対応)

第31条 区長は、前条の相談の申出に対し、関係機関等と連携し、適切な対応に努めなければならない。

本条は、相談の申出に対して、区が行う対応について定めています。相談があった場合には、区の関係部局のほか、国や東京都、警察等の関係機関と連携し、適切に対応するよう努めなければならないこととしています。

第5章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第18条の規定にかかわらず、令和5年4月1日に推進会議の委員に委嘱され、又は任命された者の任期は、令和6年5月31日までとする。

経過措置は、現在、中央区男女共同参画推進委員会設置要綱に基づく中央区男女共同参画推進委員の任期が令和6年5月31日までのため、現在の委員を推進会議の委員として委嘱し、又は任命し、その任期については、中央区男女共同参画推進委員の任期に合わせるものとする。